

# (仮称)札幌市子どもの権利条例素案 に対するご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市子どもの権利条例素案に対して、市民の皆様からご意見をいただくために、平成20年2月28日から3月28日までの30日間、パブリックコメントを実施しました。たくさんのご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

このたび、いただきましたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をご報告いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を変更しない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

札幌市では、皆様からいただいたご意見を参考に、条例案を取りまとめ、平成20年第2回定例市議会に提案することといたしました。

今後とも、札幌市の子どもの権利の推進に向けた取組にご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 【目次】

意見募集実施の概要.....	p. 1
意見の概要とそれに対する札幌市の考え方.....	p. 2
1. 当初の条例案に対する修正に関する意見 .....	p. 2
2. 救済制度の項目に関する意見 .....	p. 5
3. その他当初の条例案全体に関する意見 .....	p.13
4. 相談体制に関する意見 .....	p.20
札幌市子どもの権利に関する条例案 .....	p.21

平成20年(2008年)5月  
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

## 意見募集実施の概要

### 1. 意見募集期間

平成20年2月28日(木)から平成20年3月28日(金)まで

### 2. 意見提出者数、件数

計 383人(団体含む)、909件

・18歳以上の大人の皆さん 117人(団体含む)、384件

・18歳未満の子どもの皆さん 266人、525件

区分	大人	
	提出者数	構成比
10歳代	1	0.9%
20歳代	8	6.8%
30歳代	5	4.3%
40歳代	22	18.8%
50歳代	37	31.6%
60歳代	22	18.8%
70歳代	10	8.5%
不明	11	9.4%
団体	1	0.9%
合計	117	100.0%

区分	子ども	
	提出者数	構成比
小学生	155	58.2%
中学生	93	35.0%
16歳以上	1	0.4%
不明	17	6.4%
合計	266	100.0%

### 3. 提出意見の内訳

区分	意見件数		
	大人	子ども	合計
1. 当初の条例案に対する修正に関する意見	118	3	121
ア) 前文の修正に関する意見	(57)	(1)	(58)
イ) 第12条(保護者の役割)の修正に関する意見	(37)	(1)	(38)
ウ) 修正の全体に関する意見	(24)	(1)	(25)
2. 救済制度の項目に関する意見	157	136	293
ア) 救済制度の全体に関する意見	(75)	(118)	(193)
イ) 救済制度の個別項目に関する意見	(82)	(18)	(100)
3. その他当初の条例案全体に対する意見	109	10	119
ア) 当初の条例案の全体に関する意見	(77)	(8)	(85)
イ) 当初の条例案の個別項目に関する意見	(32)	(2)	(34)
4. 相談体制に関する意見(子ども用資料に基く意見)	-	376	376
合計	384	525	909

## 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

### 1. 当初の条例案に対する修正に関する意見 121件 (大人118件、子ども3件)

#### ア) 前文の修正に関する意見 58件 (大人57件、子ども1件)

	意見の概要	札幌市の考え方
1	「規範意識」という文言には、「手本・模範」という意味も含まれており、「子どもが権利の主体である」との子どもの権利条約やこの条例の趣旨に合わず、誤解を生む表現であるため、当初の条例案の方が良いと考える。(大人11件)	「規範意識」とは、法律やルールなどを守る意識のことであり、社会生活を営むうえで大切なことです。子どもは、権利を行使する経験を通して、この規範意識をはぐくんでいくことが重要であることから、条例全体の考え方を表す前文に、分かりやすくこの趣旨を盛り込んだものです。
2	「規範意識」という文言は、教育基本法改正の審議の際に、子どもに対する教育内容に、過剰に立ち入ることになると批判があったものであり、条例の趣旨に合わないので、削除するべきである。(大人7件)	
3	「規範意識」という文言は、文部科学省と警察庁が策定した「非行防止プログラム」に定められている概念であり、用いるべきではない。(大人1件)	
4	修正案では、「権利の尊重」と「規範意識」が同列に扱われており、違和感を感じる。子どもの権利と並行して前文に記述すべき性格の内容ではないのではないか。(大人2件)	
5	当初の条例案第7条第2項に定めている「お互いの権利の尊重」が、最大の権利の制限規定である。お互いの権利を尊重し合うことを身に付けた状態は、すでに規範意識が備わっていると考えられるので、「規範意識」という文言を入れることに反対である。(大人1件)	当初の条例案第7条第2項に定めていた「子どもは、自分の権利が尊重されると同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。」という表現だけでは、公共に対する配慮が十分に読み取りにくいことから、条例全体の考え方を表す前文に、規範意識をはぐくむことの大切さを盛り込んだものです。
6	「公共の福祉に反しない限り」ということ以外の権利の制限を求めることは馴染まないため、「規範意識」という文言は、削除するべきである。(大人1件)	
7	お互いの権利を尊重することにより、公共のマナーなどの規範意識も身につくものであり、あえて入れる必要はない。(大人5件)	
8	「規範意識」という文言を入れることで、大人側からの権力的な押付けや規制を正当化されかねないので、入れるべきではない。(大人8件)	「規範意識」とは、法律やルールなどを守る意識のことであり、社会生活を営むうえで大切なことです。そして、大人は、単に「きまりだから守らなければならない」ということではなく、法律や社会のルールの意義も含めて子どもが理解できるよう支援することが大切です。
9	「規範意識」という文言は、道徳の押付けのように感じるので、入れるべきではない。規範意識を育む必要があるのは大人であり、大人は、子どもの主体性、自立性を保障する社会を目指すべきである。(大人2件)	
10	「規範意識」という文言を入れることで、ルールを守らせることにのみ意識が向かうのではないかと。また、既存のルールがあることを理由に、権利の制限や自重を求めることにつながる危険性があり、この修正には反対である。(大人2件)	

11	「規範意識」という言葉の意味が分かりにくく、子どもの視点に立っているとは言えない表現なので、分かりやすい言葉を検討すべき。(大人4件、子ども1件)	子どもは、権利行使の経験を通して、法律や社会のルール、道徳などを身につけることが大切であり、このことを端的に示す表現として、「規範意識」という文言を用いました。条例の制定後、解説書を作成することなどにより、子どもにも大人にも、条例の趣旨をできるだけ分かりやすくお伝えするよう努めていきたいと考えています。
12	「規範意識」という文言は分かりにくいので、「社会のルールや規律を守る意識」など、他に適切な語句を検討すべき。(大人3件)	
13	規範意識を育むための施策の具体的な内容を記載すべきである。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めていくうえでの基本的な考え方を示すものであり、条例を基に様々な施策を進めることにより、条例の理念の実現を目指していきます。
14	修正案の「お互いに権利を尊重し」と「規範意識を育みます」の主語は、一致していないのではないか。(大人1件)	「はぐくむ」という言葉には、「親などが子を育てる」という趣旨だけではなく、「大切にしながら発展させていく」という趣旨もあり、「子ども自身が規範意識を身につけていく」という趣旨で使用しています。
15	その他意見・感想等(大人8件) ・「規範意識を育む」という文言を加えたことで、条例の理念がより伝わりやすい表現になったと思う。 ・「規範意識を育む」という文言を加えたことで、社会のルールを守る大切さが理解でき、良いと思う。など	

イ) 第12条(保護者の役割)の修正に関する意見 38件 (大人37件、子ども1件)

	意見の概要	札幌市の考え方
16	「指導、助言」という文言は、官庁における「指導・被指導」など上下関係を表す際に使用される、上からの目線の言葉なので、この条例の趣旨を考慮すると、用いるべきではない。(大人9件)	子どもの権利の保障を進めるためには、保護者による子どもの成長や発達に応じた様々な支援が必要です。例えば、子どもが誤った権利行使をしたときには、子どもの最善の利益の観点から、保護者による「適切な指導、助言」も重要であると考えられることから、支援の内容として、例示的に示したものです。
17	「指導、助言」という文言は、親と子の関係性を考えると馴染まないもので、修正するべきではない。(大人3件)	
18	保護者は、子どもとともに育つものであり、その役割としては、子どもの主体性を尊重し、子どもの成長や発達を適切に促す必要な支援をすることが大切である。したがって、「指導・助言」という文言は馴染まない。(大人7件)	
19	「指導、助言」という文言は、大人が、ある一つの方向に子どもたちを向かわせようとする意図が読み取れるので、適切ではない。(大人1件)	
20	保護者の役割は、「指導、助言」ではなく、「見守り」などの支援なので、この文言は削除すべき。(大人2件)	
21	「指導、助言」という文言を入れることにより、支援の範囲がこれらに限定される印象を受けるので、当初案の方が良い。(大人3件)	
22	「指導、助言」という文言を入れることにより、この例示が強調されるので、「援助」、「手助け」、「適切なかわり等の支援」、「適切な助言や解決の選択肢を示す」という文言に修正すべき。(大人4件)	

23	大人の「指導、助言」は、保護者だけではなく、施設職員や地域住民も必要なので、第14条「施設関係者の役割」、第20条「地域における市民及び事業者の役割」にも、同様の文言を入れるべき。(大人1件)	子どもの権利を保障するうえで、保護者、施設職員、地域住民の役割はとても大切ですが、その中でも、保護者は、子どもの成長や発達に対する第一義的な責任者であり、その役割を再認識することができる規定を設ける必要があると考えています。このことから、保護者の役割として、「適切な指導や助言等の支援」という事柄を示したものです。
24	保護者に責務を課すことにより、相手の心を開かせることができるのか疑問がある。(大人1件)	
25	修正案でも、支援の内容がまだ不明確と感じる。保護者の役割は、もっと具体的な内容で表す必要があると思う。(大人1件)	子どもが権利を行使するに当たっての支援は、子どもの最善の利益が考慮された適切なものである必要があり、その具体的な内容は成長・発達に応じ様々であると考えられます。ここでは、保護者による支援の中身として、「適切な指導、助言等」も重要であると考えられることから、支援の内容を例示的に示しています。
26	「指導、助言」という文言と「支援」という文言は並列にならないので、むしろ「支援」という文言を外すべきではないか。(大人1件)	
27	その他意見・感想等(大人4件、子ども1件) ・「助言、指導」という文言を入れることで、保護者の責任がより具体的で分かりやすくなったので、良いと思う。 ・すべての大人が、すべての子どもを自分の子どものように思えるよう、親たちの意識を育てていくことが大切である。 など	

ウ) 修正の全体に関する意見 25件 (大人24件、子ども1件)

	意見の概要	札幌市の考え方
28	当初の条例案に対する修正の方向性は、いずれも子どもではなく、大人が主体となった表現であり、ふさわしくない。(大人3件)	このたびの修正は、平成20年2月に策定された「子どもの権利条例検討会議」の答申の趣旨を踏まえたものであり、いずれも、日本国憲法や子どもの権利条約の理念に基づく当初の条例案の趣旨を変えるものではありません。多くの市民の皆様、に、条例の趣旨を分かりやすく理解していただくことができるようにという視点から、修正案として示したものです。
29	当初の条例案に対する修正の方向性は、いずれも、日本国憲法や子どもの権利条約の趣旨から離れた内容になっており、賛成できない。(大人3件)	
30	当初の条例案に対する修正案は、言葉を加えただけであり、趣旨が理解できない。(大人4件)	
31	その他意見・感想等(大人14件、子ども1件) ・多くの市民が条例の理念を正しく理解するうえで、配慮がなされた表現になっており、修正案に賛成である。 ・当初の条例案より、具体的でわかりやすい表現になっており、修正案に賛成である。 など	

2. 救済制度の項目に関する意見 293件 (大人157件、子ども136件)

ア) 救済制度の全体に関する意見 193件 (大人75件、子ども118件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【救済制度の必要性に関する意見】		
32	児童虐待防止法などの現行法や既存の相談機関があることにより、十分に対応可能であるため、救済制度の設置の必要性はない。(大人2件)	<p>現在、虐待については「児童虐待等の防止に関する法律」による対応を行っているほか、虐待以外でも、様々な既存の機関による相談対応がなされています。しかしながら、子どもの権利の侵害は、被害が表面化しにくい、あるいは大人との関係で弱い立場に立たされるなど、子ども特有の特徴もあります。また、昨今、いじめなどの権利侵害が社会問題化しており、必ずしも既存の相談機関だけでは解決しない場合もあります。</p> <p>これらのことから、相談だけではなく、一定の権限を有し、行政からの独立性が尊重された、子どもの立場に立った専門の救済機関が必要であると考えています。</p>
33	新たな機関を作っても、一人で悩みを抱えている子どもが救済されるとは思えない。(子ども3件)	
34	救済機関は権限が強すぎるので、子どもや市民が誤った理解のもとでこの機関を利用した場合に、歯止めが掛からない危険性がある。あくまでも、相談機能に止めるべきではないか。(大人2件)	<p>この救済機関は、調査、勧告等の一定の権限を持っていますが、その権限を行使する判断は、市議会の同意を得て委嘱する、子どもの権利に関し優れた識見を有する救済委員が行います。また、調査に際しては、関係機関等の協力を得たうえで実施することになり、こういった基本理念をご理解いただけるよう努めていきます。</p>
35	<p>その他意見・感想等(大人17件、子ども37件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題がこじれた場合などは、当事者同士の解決が不可能なこともあるので、救済機関を設けることは賛成である。</li> <li>・学校で様々な問題が起きているが、すべて学校で背負うことなく、この救済機関を大いに利用して欲しい。その意味で、この機関に大いに期待している。</li> <li>・いじめや虐待を受けて悩んでいる人にとっては、この制度ができることは、とても良いと思う。(子ども)</li> <li>・どんなことでも相談にのってくれるところ、解決のために一生懸命働いてくれるところが、とても良いと思う。(子ども) など</li> </ul>	
【救済機関の組織に関する意見】		
36	開設日数を制限してでも、相談から調整を行う専任の「相談・調査員」を置く方が、迅速な対応ができ、子どもにとって利用しやすい制度になるのではないか。(大人2件)	<p>救済機関が担う機能のうち、相談段階では、被害が表面化しにくいという子どもの特徴を踏まえ、「いじめや虐待」といった重大な侵害に限定することなく、できるだけ幅広く相談の対象を捉える必要があると考えています。</p> <p>このためには、まず相談機能の充実が必要であり、そのうえで、申立てに至った場合における、調査、勧告といった、より専門性の高い機能も十分に確保する必要があるため、「救済委員、調査員、相談員」の体制にしたいと考えています。</p> <p>なお、運用に際しては、子どもが何度も同じことを説明することがないように、組織内の連携・協力体制に配慮していきたいと考えています。</p>
37	救済機関は、子どもが同じ説明を何度もすることのないよう、相談員と調査員が同じ人が対応するという「二層制」を採用するべきである。(大人6件)	
38	最初に受けた相談員が、最もその子どもの状況を理解できると考えられるので、調査員と相談員は、同一人物とすべきである。(大人2件)	

39	まず救済委員が相談を受け、そのうえで、適当な相談員を指定して、相談を受けさせ、その結果を相談員から聞いて、調査など次の対策を決めるようにするべきである。(大人1件)	相談段階では、特定の事案に限定するのではなく、できるだけ幅広く対象を捉えることが必要であると考えており、必ずしも権利の侵害につながらない内容も多く含まれると想定しています。また、主に相談対応を担う相談員と、この機関を統括し、勧告等の最終的な判断を行う救済委員に求められる知識や専門性は異なると考えています。 したがって、まずは、相談員が相談を受け付け、調査や調整の際など必要に応じて、調査員や救済委員が、その後の問題の解決に当たることにはしたいと考えています。
40	救済委員は、調査も担当するべき。(大人1件)	救済委員は、救済機関全体を統括します。したがって、調査に当たっては調査員に指示を行うとともに、必要に応じて自ら調査に当たるとも考えています。
41	救済機関の事務局に、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を検討するべき。(大人1件)	事務局が担う役割は、救済機関の行政からの独立性に配慮しつつ、救済委員等が適正な職務を遂行することができるよう補佐を行うことにあり、行政職員がこれに当たるものと考えています。
42	その他意見・感想等(大人1件、子ども3件) ・救済機関を、教育委員会から独立して設置することは、総合的な子どもの権利保障と子ども行政の展開を図るものとして評価される。 ・多くの子どもたちが利用できるような体制を検討してほしい。 など	
【関係機関との役割分担等に関する意見】		
43	他の既存の相談機関がそれぞれ役割を果たしている中では、新たな制度を設けることより、既存の機関の互いの連携をより強化し、ネットワーク化をさらに進めるべきである。(大人1件)	札幌市には、児童相談所や教育委員会におけるスクールカウンセラー活用事業など、様々な機関や制度があり、それぞれ重要な役割を担っています。また、救済機関が担う相談機能と、現在、子どもの悩みを幅広く受け付けている「札幌市子どもアシストセンター」とは、扱う相談内容に重なりがあるものと考えられます。
44	既存の機関がどのような役割を果たしているかを明らかにし、スクラップ&ビルドの視点で、既存の機関の統廃合を検討するべき。(大人3件)	これらのことを踏まえたうえで、救済機関の設置に際しては、既存の機関等との連携・協力体制を十分考慮に入れるとともに、類似機関との具体的な役割分担についても、検討を進めていきたいと考えています。
45	札幌市にはたくさんの相談機関があるが、この制度が実現されるのであれば、一本化してはどうか。(子ども1件)	
46	救済委員の導入よりも、スクールカウンセラーの増員、権限の強化などを検討するべき。(大人3件)	現在、教育委員会では、臨床心理に高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、保護者、教員に対する援助等を行いながら、不登校やいじめなどの子どもの問題解決に取り組んでいます。一方で、必ずしもすべての問題が、学校などの施設のみで解決できるわけではないことから、一定の権限や行政からの独立性を有する新たな機関を設ける必要があると考えています。
47	その他意見・感想等(大人2件、子ども2件) ・いじめ専門の先生が、もっと学校に来てくれるとうれしい。(子ども) など	

【その他救済制度全般に関する意見】		
48	「権利侵害を受けた子ども」という表現は、特定の被害児童に限定された印象を受ける。子どもに対する権利侵害そのものを広く扱うという趣旨を表すため、「子どもの権利侵害」という表現に修正すべき。(大人7件)	この救済機関は、現に権利の侵害を受け悩み苦しんでいる子どもを、迅速かつ適切に救済することが目的であり、第33条第1項において、その目的を端的に表現しています。
49	子ども同士が、自分たちの問題を真剣に考え、話したりする機会が作られるのは、とても良いことなので、積極的に進めていただきたい。(大人2件)	子ども同士が、自分たちの問題を真剣に考え、話し合い、解決に向けて取り組む機会を設けることは、とても意義があります。このことにより、子どもたちの自立的な意識の醸成が図られ、結果的に、いじめ等の未然防止につながると考えられます。今後、このような取組を一層進めていくことができるよう、様々な働きかけを行いたいと考えています。
50	子どもが、自らの力で自らを救済する能力があることに気づき、それを引き出すことが必要である。将来的には、子どもたちが相互に救済し合う仕組みを目指すべきである。(大人1件)	
51	救済機関のなかに、ピア・カウンセリングの仕組みを導入し、子どもが参加する取組を検討してはいかがが。解決が難しいケースは、大人もともに考えるなど、方法を検討したうえで、実施してほしい。(大人2件)	
52	いじめの問題など、自分たちの問題は自分たちで解決しないといけないと思う。友達同士で考えて、お互いの負担を軽くすることで、勉強にも集中できるようになる。(子ども4件)	
53	大人が間に入ると、友達との関係が崩れることがあるので、子どもが、自分たちで変えようという意識を持つことが大切だと思う。(子ども2件)	
54	救済委員の存在や役割が十分に認知されるよう、積極的な取組が必要である。特に、学校現場に対し、積極的な広報を行い、教員からの理解を得る必要がある。(大人2件)	この救済機関が実効性を持つためには、何より、学校や施設などの関係者の理解と協力が不可欠であると考えています。この機関の役割について、多くのご理解をいただければいいように、周知に努めていきます。
55	制度設計は良いと思うが、実効性が伴うのか疑問である。(大人2件)	
56	新しい制度を作ったら、多くの人に広まるように、広報を工夫してほしい。 ・カードやパンフレットに、相談員はしっかり優しく接するということを書くといい。 ・相談室のパンフレットには、いじめなどについての言葉や詩を載せるといいと思う。 ・学校などに、悩み相談ポストのようなものを置いてみるといいと思う。など (子ども10件)	子どもにとって身近で利用しやすい機関とするため、積極的に周知に努めていきたいと考えています。特に、パンフレットやカードなどを作成する際には、できるだけ親しみやすいものとなるよう、ご意見を参考に工夫したいと考えています。
57	救済委員、調査員、相談員には、国連子どもの権利委員会の動き、カウンセリングの専門家研修など、子どもの権利に関する研修の機会を与えるべきである。(大人1件)	救済機関を担う職員は、相談を受け、解決に向けて取り組むうえで、相応の知識や専門性が求められます。このため、救済委員の資格として第35条第3項に、調査員・相談員の資格として第43条第2項に、「子どもの権利に関し優れた識見を有する者」などと定めています。また、特に相談員は、子どもに最初に接し、子どもの悩みなどを受け止める大切な役割を担うことから、日頃の研修等を工夫し、スキルアップができるよう努めていきます。



58	救済機関の運営に要する経費はどのくらいか明らかにすべき。(大人1件)	市の各事業に要する経費については、札幌市行政評価制度の中で公表しており、救済機関の運営に要する経費についても、同様の方法により公表します。
59	救済委員の勧告等に対し、例えば、学校現場が正規職員を配置できるなど、財政的支援の裏づけがしっかりとされることを希望する。(大人1件)	救済委員による勧告、意見表明を受けた市の機関は、これを尊重する義務があることを、第39条第3項に規定しています。なお、各施策や事業を行う際に必要となる経費については、毎年の予算編成において検討しています。
60	携帯電話のメール機能の活用や、委員による直接の訪問などを通して、新たな機関が、子どもにとって身近な存在と感ずることができるようしてほしい。(大人3件)	子ども自らが相談できるよう、具体的な運用の検討の際には、ご意見なども参考にしながら、親しみやすく利用しやすい制度となるよう検討を進めていきます。
61	いじめや虐待だけでなく、どんなに小さな悩みでも相談にのってほしい。(子ども3件)	
62	救済という概念を、拡大解釈しないで、「相談・支援、児童虐待防止対策」とすべき。(大人1件)	この機関は、相談に始まり、調査、調整、勧告等の一定の権限を持って、権利の侵害を受けた子どもを救済することを目的としています。 なお、児童虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童相談所等がその解決に当たることになります。
63	権利侵害の明確な定義をするべき。救済委員の主観によって、権利侵害と認定されかねず、えん罪事件が起こる可能性が否定できない。(大人1件)	原則として、子どもの権利条約やこの条例で定める権利の侵害が該当になると考えられますが、個々の事案に対する具体的な判断については、市議会の同意を得て委嘱する、子どもの権利に関し優れた識見を有する救済委員が行います。
64	権利侵害という言葉は使わず、いじめや虐待という言葉に変えるべき。(大人1件)	いじめや虐待は重大な権利の侵害ですが、この機関が対象とするものはそれだけにとどまらず、「権利の侵害」全般を対象としています。
65	救済制度として定める項目が多すぎると思う。救済が強調されすぎる印象も受けるので、救済制度の関係は、別の条例として規定すべきではないか。(大人2件)	この条例は、子どもにとって大切な権利と、それを保障するための大人の役割など、子どもの権利に関する事柄を総合的に定め、市民と市が一体となって、子どもの権利の保障を進めていこうとするものです。第5章に定める救済機関の設置についても、子どもの権利を保障するための大切な側面として、この条例に定めるものです。
66	18歳以上の障がい、民族、国籍、性別その他を理由とした差別や権利侵害からの救済の必要性についても検討すべき。(大人1件)	様々な分野において、人権を尊重するという考え方は、とても重要であります。この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、原則として、18歳未満の子どもの権利の保障を目的としています。
67	その他意見・感想等(大人3件、子ども53件) ・新たな救済機関は、すべての子どもにとって最後の砦となり、困ったら必ず助けてくれるという、信頼されるものになってほしい。 ・救済機関は、犯罪者を見つけ、罰するような機関ではなく、しっかり事実に向き合うことができる機関となるよう、期待している。 ・相談することによって、逆に、子どもが苦しくなることがないように、誰もが安心して利用できる制度にしてほしい。(子ども) ・いじめはいけないことなので、なくしたい。(子ども) など	

イ) 救済制度の個別項目に関する意見 100件 (大人82件、子ども18件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【 救済委員の設置及び職務に関する意見】		
68	救済機関は、子どもの権利侵害の専門窓口とし、一般的な悩み相談などは、市や民間が持つ既存の相談機関を有効活用するほうが現実的ではないか。(大人3件)	子どもが権利の侵害を受けていることを認識しにくいなどの子ども特有の特徴を踏まえ、できるだけ相談の対象を幅広く相談を受け付けたいと考えています。こうした相談を受ける中で、侵害の事実が明らかになる場合もあると考えます。 なお、新たに機関を設けた場合でも、すべての事案がこの機関だけで解決されるわけではありませんので、既存の機関との役割分担や連携に努めていきます。
69	救済委員を独任制にするとあるが、案件によっては合議を行うことも必要ではないか。(大人1件)	権利の侵害に対して、迅速で適切な解決を図る必要があることから、原則として一人の人により最終的な物事が決定される独任制を採用していますが、職務の遂行に当たって、協議が必要となる場合においては、救済委員会議などの場で審議されることも考えています。
70	救済機関を設置する目的を、「日本国憲法、子どもの権利条約に由来する」など簡潔に示すべき。(大人3件)	この条例の全体の趣旨を表す前文のなかで、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき」と表現しています。
71	救済委員の権限が肥大化し、人権の名のもとに強引な調査が行われるなど、逆に人権弾圧、言論封じなどが起きるのではないかと懸念される。(大人2件)	この救済機関は、子どもの権利に関し優れた識見を有する救済委員が、調査、調整、勧告などの一定の権限を背景に活動を行うものですが、調査の実施に際しては、関係機関等の理解と協力を得たうえで、問題解決を目指すこととなります。
72	救済委員による調査・調整機能が、どの程度の強制力を持つかが気になる。家庭に踏み込むことになるのかなど、救済機関が新たな権利侵害を生むことを危惧する。(大人1件)	
73	救済機関の職務としては、勧告程度の権限にとどめるべき。(大人1件)	
74	その他意見(大人1件) ・救済機関の機能のうち、勧告の実施と、それに対する救済機関への報告が、重要と考える。事実に基づいた誠意のある勧告と、関係機関の改善の努力の積み重ねを望む。	
【 救済委員の責務等に関する意見】		
75	救済機関と既存の機関等との有機的連携が重要である。情報の提供、共有など、困難な面も多くあるが、遅滞なく連携が取れるよう、十分な工夫を行うべきである。(大人1件)	救済委員が子どもの権利の擁護者として問題解決を図るためには、教育委員会や各学校・施設、民間を含む既存の相談機関、さらには民生委員・児童委員を始めとした地域関係者など、関係機関等との協力・連携を図ることが欠かせないと考えており、第34条第1項に、救済委員の責務として規定しています。
76	救済後のケアをしっかりと行うためにも、民間の相談機関等とのネットワークを強化する旨の記述を行うべき。(大人1件)	
77	救済機関は、学校のスクールカウンセラーや各区の少年育成指導員と連携しながら進めて欲しい。(大人1件)	
78	地域との連携が重要であり、民生委員・児童委員協議会、保護司会、まちづくりセンターとの連携をスムーズにできるようにすべきである。地域全体で、子どもの成長を見守るという視点が大切である。(大人4件)	

79	相談の内容は誰にも聞かれたくないので、秘密は守ってほしいと思う。(子ども5件)	相談者の秘密を守ることは最も基本的で大切な事柄であり、第34条第3項に、職を退いた後も含め秘密を漏らしてはならないことを規定しています。
【 救済委員の定数、任期等に関する意見】		
80	救済委員の定数が2人では少ないのではないかと。札幌市の規模や迅速性、欠員が生じること等を考慮すると、3人以上とすべき。(大人27件、子ども1件)	既に同様の制度を設けている他の自治体の状況等を勘案して、救済委員の定数は2人としています。この機関においては、救済委員の統括のもと、調査員、相談員が協力・連携し、組織全体で、問題解決に当たりたいと考えています。 なお、救済委員の選任に当たっては、専門分野等も考慮する予定です。
81	救済委員には、教育、福祉、人権など各分野の子どもの権利に詳しい方々が就任してほしい。そのためには、定数は2人より多くすべき。(大人1件)	
82	判断が分かれる場合の意思決定をスムーズに行うためにも、救済委員は3人以上とするべき。(大人1件)	
83	2人の救済委員のうちの1人が代表救済委員になるとあるが、そうすると、相談、協議、決定事項について、牽制機能が強くなるように感じる。(大人1件)	
84	救済委員の要件に、「人格が高潔」とあるが、人格の良し悪しを判断するのは困難であり、記載すべきではないのではないかと。(大人1件)	この救済機関は、原則として一人の人により最終的な物事が決定される独任制を採用しており、一つの事案ごとに、所管する救済委員一人を決め、その委員の判断により、解決を目指すこととなります。  第35条第3項において、救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て選任すると規定しています。この「子どもの権利に関し優れた識見」には、子どもの視点に立つことができるという趣旨を含んでいます。 具体的には、教育、福祉、人権などの子どもの権利にかかわりの深い分野で活躍をされている方を中心に選任することになると考えています。
85	救済委員は、大学教授や弁護士などの有識者、専門家で固めるのではなく、子どもの視点に立つことができる人を選任してほしい。(大人2件、子ども2件)	
86	精神科医やカウンセラーなど「心の専門家」も救済委員に入れてほしい。具体的な解決策を練ることにより、傷ついた心を癒すことができるのではないかと。(子ども1件)	
87	その他意見・感想等(大人2件、子ども1件) ・救済委員について議会の同意人事にしたことは、人事行政の透明化を図る意味で、大変重要なことである。 ・弁護士が救済委員になるのは、法的処置をしてもらえるので良いと思う。(子ども) など	
【 相談及び救済の申立てに関する意見】		
88	救済委員への申立てには、子どもだけではなく、子どもにかかわる大人(家族、知人、教師)なども対象とするべき。(大人1件)	第36条において「何人も」、市内に住所を有する子ども等の権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対して救済の申立てができることを規定しています。
89	子どもの定義は、混乱しやすいので、「18歳未満」ではなく、「19歳まで」としたほうが分かりやすいと思う。(子ども2件)	この条例では、子どもの権利条約に基づき、子どもの定義を18歳未満と規定しています。ただし、例えば、高等学校等で18歳未満の者と18歳に達した者が共に在学するような場合、18歳を対象外とすることは、公平性を欠く場合も考えられることから、規則において、年齢が18歳又は19歳で、18歳未満の者が在学する学校に在学している者なども、対象に含めることを規定したいと考えています。

【 調査及び調整に関する意見】		
90	児童虐待など重大な人権侵害事案を除き、正当な令状なしの調査が可能となれば、被調査者の人権にかかわる事態となるのではないか。(大人1件)	この機関では、子どもの権利に関し高い識見を有する救済委員が、調査、勧告などの一定の権限を背景に活動を行うものですが、調査に際しては、関係機関等の理解と協力を得たうえで実施することになります。
91	虐待が起きているときに、その親から同意を得ることは現実的に不可能ではないか。(大人1件)	調査を行う場合には、子ども又は保護者の同意を得ることが原則ですが、例えば、明らかに保護能力が欠ける場合など、救済委員が同意を得る必要がないと認めるときには、この限りではないことを、第37条第2項で規定しています。なお、児童虐待が疑われる相談がある場合には、児童虐待防止法に基づき、児童相談所へ通告を行うこととなります。また、児童虐待においては、親権者の同意を得ることが困難なことがあります。この場合でも、児童を家庭から一時引き離す必要がある際には、緊急保護を行うことができるなどの規定が法令に定められています。
92	市内の道立高校に救済委員が調査に入る場合、どのような手続を取るのか明確にするべき。(大人1件)	調査目的や調査内容の取扱いについて十分説明を行い、理解と協力を得たうえで調査を実施することになると考えています。
93	子どものことに大人が仲介するという調査、調整は、お節介と感じてしまう。逆に、それが原因で、いじめがかえってひどくなってしまわないか。(子ども1件)	相談段階で、事情を伺いながら慎重に判断します。なお、調整活動は、当事者の間に立って互いの理解を深めながら解決を目指すものです。
94	その他意見・感想等(子ども4件) ・「必要があれば調査します」と資料に書いてあるが、調査していると、他の人に分からないように注意して欲しい。 など	
【 調査の対象外に関する意見】		
95	「調査の対象外」に多くの事項が記載されているが、子どもに、安心して相談することができると感じさせるためには、このように多くの制限を設けるべきではないのではないか。(大人1件)	裁判等により確定した権利関係など、救済委員が調査することが相当ではないものもあり、調査の対象外に関する事項を明らかにする必要があると考えています。
【 勧告等の実施に関する意見】		
96	救済機関の勧告機能等について、もっと強制力を持たせ、子どもを窮地からすぐ救える内容にして欲しい。(大人1件)	この救済機関は、強制的な調査や罰則等をもって解決を目指すものではなく、調査、勧告等の一定の権限を有したうえで、子どもの立場を基本にすえながら、関係者の理解と協力を求め、迅速な解決を目指すものです。
【 是正等の要請に関する意見】		
97	市の機関と同様に、市の機関以外の者に対しても、是正要請の結果、措置した状況について報告を求めることができるようにするべき。また、是正要請を受けた市の機関以外の者は、これを尊重しなければならぬことを規定するべき。(大人4件)	この条例の第34条第5項に、市の機関以外のもは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるとの規定を定めていますが、市以外の機関に対しては、強制的な調査権を有するものではなく、あくまでも、相手方の理解と協力のもとでの活動が基本となります。この趣旨から、条文上に、是正要請に対する措置の報告を求めることまでは規定していません。

【 報告及び公表に関する意見】		
98	市の機関と同様に、市の機関以外の者についても、是正要請の内容等について公表することができるようにするべき。(大人5件)	市以外の機関に対しては、強制的な調査権を有するものではなく、あくまでも、相手方の理解と協力のもとでの活動が基本となります。また、公表について規定することは、円滑な職務の遂行や協力に対してかえって支障が生じることも考えられます。このことから、是正要請の内容等について個別に公表することは想定していません。なお、これらについて、社会的な影響等を考慮して必要があると判断される場合には、第42条に定める救済機関の活動状況の報告の中に、特定の個人や施設を明示しない方法で、是正要請全般の概要を盛り込むことで公表することが考えられます。
【 活動状況の報告に関する意見】		
99	「毎年報告する」と記載しているが、年に2回ほどは、どのような相談があるのか報告してほしい。(子ども1件)	具体的な回数までは規定してはいませんが、実際の運用においては、毎年1回、定期的に報告することを想定しています。
【 調査員及び相談員に関する意見】		
100	調査員、相談員は、子どもの権利の実態把握などが行えるよう、常勤の職員を置くべきである。(大人1件)	基本的な考え方としては、相談については、主に相談員がローテーションで対応し、申立てがあった場合には主に調査員が調査等を行うこととなります。したがって、調査員や相談員は、非常勤職員が担うことになると考えています。
101	調査員、相談員の定数、任期等について、別に定めることを規定するべき。(大人1件)	調査員、相談員の定数、任期等については、業務量や業務内容を総合的に勘案し、検討したいと考えています。
102	調査員等には、学識経験者のみではなく、現場を十分に経験している人を選任するべき。(大人2件)	調査員等の資格については、第43条において子どもの権利に優れた識見を有するものとしています。具体的な資格要件としては、必ずしも学識経験者だけに限らず、一定の実務経験等も含めて選任することも考えられます。
103	調査員等には、元校長、教頭等は採用すべきではない。(大人2件)	
104	その他意見(大人1件) 調査員等には、子どもの気持ちをよく理解できる人に就任していただきたい。	
【 規則への委任に関する意見】		
105	相談員、調査員、救済委員の任命に際しては、規則等において、その要件として、教育・施設関係者、経験者等を一定期間採用しないという配慮規定を設けるべき。(大人4件)	救済委員等の資格については、子どもの権利に優れた識見を有するもの等と規定しています。具体的な資格要件としては、必ずしも学識経験者だけに限らず、一定の実務経験等も含めて選任することも考えられます。
106	救済機関の組織および運営に関して必要な事項は、独立性を確保するため、市長ではなく、救済委員が市長または議会の同意を得て必要な規則を定めるようにすべき。(大人1件)	救済機関の組織及び運営に関しては、この条例において定めるとともに、必要に応じて規則等により市長が定めます。なお、地方自治法の規定により、救済委員は規則を定めることができず、市長や教育委員会など行政委員会が制定することになります。
107	救済委員は、必ず輪番制で、受付時間には必ず誰か一人電話相談の場に常駐することを、規則で定めるべき。(大人1件)	基本的な考え方としては、相談については、まずは、相談員が対応し、申立てがあった場合には救済委員の統括のもと、主に調査員が調査等を行い、必要に応じて救済委員自らも調査等を行うこととなります。

3. その他当初の条例案全体に関する意見 119件 (大人109件、子ども10件)

ア) 当初の条例案の全体に関する意見 85件 (大人77件、子ども8件)

	意見の概要	札幌市の考え方
[条例の必要性に関する意見]		
108	一度否決された原案を、2箇所のみ書き換えて、再度提出しようとする見識を疑う。議会を軽視するものであり、条例化に反対である。(大人6件)	当初の条例案は、平成19年2月に市議会に提案しましたが、「子どもの権利についての市民の理解が十分ではない中で条例化することによって、家庭や学校等において混乱が生じる恐れがある」等の理由により成立には至りませんでした。このことを受け、札幌市では、条例を制定する目的等について積極的な周知に努めています。また、より良い条例とするためにはどのような工夫が必要なのか等について審議した「札幌市子どもの権利条例検討会議」の答申等を踏まえ、条例案を提案するものです。
109	日本国憲法、児童福祉法などの法体系で、子どもの権利はしっかりと保障されており、この条例を制定する必要性はない。(大人2件)	日本も含め、世界193の国と地域が締結している子どもの権利条約に定められている子どもの権利や、日本国憲法に定められている基本的人権等について、その保障を進めるための基本的な枠組みを、札幌の実情に基づいて明らかにするために、条例を制定するものです。
110	児童の権利が守られなければならないのは途上国の子どもたちである。前回の議会の決定を尊重し、廃案にすべき。(大人2件)	
111	これ以上、子どもに権利を与えるべきではない。子どもが悪さをして、権利をかさに取り、常識ある大人が卑下されかねない。(大人1件)	子どもの権利は、この条例によって新たに権利を認めるというものではなく、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。したがって、子どもが、自分が持つ権利と同様に、他の人の権利も尊重しなければならないことを含め、子どもの権利を正しく理解することが大切です。条例を制定し、子どもが権利を正しく学ぶことのできる環境づくりをより一層進めることによって、むしろ、権利の濫用は少なくなり、正しい権利行使の仕方を理解した大人に成長できるものと考えています。
112	条例の制定により、いじめ、モンスターペアレント、教師の精神的な病などが、さらにひどくなると考えられる。(大人1件)	
113	その他意見・感想等(大人11件、子ども1件) ・いじめ、虐待から子どもたちを守るため、条例が制定され、この趣旨が社会で生かされることを望む。 ・条例を早く制定し、子どもたちに浸透させていくことから始めるべきではないか。 ・子どもの権利条約が謳っている子ども観を、市民が共有する第一歩として、まずはこの条例が成立することを願ってやまない。 など	
[条例の名称に関する意見]		
114	子どもを権利の主体として捉え、条例の名称は、「子どもの権利条例(子どもの権利に関する条例)」とすべきである。(大人8件)	この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達するために欠かせない子どもの権利の保障を進めることを目的としています。このことから、この条例の理念を明確にするためにも、名称は、「札幌市子どもの権利に関する条例」としています。
115	条例の名称から「権利」を取り、子供の健全育成を目的とした、子供健全育成条例か子供条例とするべき。(大人1件)	
116	条例の名称は、内容を端的に表し、子どもに親しみやすいことが求められる。「子どもの権利に関する条例」という名称は、少々難しいので、「子ども条例」、「子ども未来条例」あたりが良いと思う。(大人1件)	

【文章表現に関する意見】		
117	語尾表現として、「努めるものとします」と「努めなければなりません」という記載があるが、市の規定に関しては、努力義務を表す「努めなければなりません」という規定にするべき。(大人3件)	「努めるものとします」と「努めなければなりません」は、いずれも努力義務を表す規定ですが、この条例では、一般的な理念や方針を表す規定が多いことから、「努めるものとします」という文章表現を基本としています。ただし、いじめの防止や虐待・体罰の禁止といった権利の侵害についての条文など、子どもの権利保障の基本原則にかかわる規定については、より強い表現を用いる必要があると考え、「努めなければなりません」と規定しています。
118	語尾表現として、「市は...ものとします」という表現があるが、「行います」「努めます」「設けます」などのように、言い切った表現にするべき。(大人1件)	
119	条文に「大人」という文言が出てくるが、子どもにとっては威圧的なイメージを与えるのではないか。「おとな」という文言を使用したり、「社会」という文言に置き換えるべき。(大人1件)	「大人」という言葉は一般に広く使用されており、必ずしも威圧的なイメージがあるとは捉えていません。また、原則として、常用漢字については、漢字を使用することとしています。
120	「子どもの最善の利益」という言葉の意味が、特に子どもには分かりにくく、硬い印象を受ける。(大人1件)	「子どもの最善の利益」を考慮することは、子どもの権利の保障を進めるうえで、最も基本となる考え方であり、子どもに関係することを決める際の判断基準となるものです。具体的な広報などの際には、市民に分かりやすく伝わるよう工夫していきます。
121	「子どもが持つ権利を正しく学び」という条文があるが、「正しく」を、「深く」あるいは「豊かに」という表現にするべき。(大人1件)	子どもは、自分が持つ権利を正しく知るとともに、権利を行使する際には、自分の権利と同様に、他の人の権利も尊重しなければならないことを理解する必要があります。これらの趣旨を分かりやすく表現するために、「正しく学び」と規定しています。
122	意見表明権を定めた当初の条例案の第11条第1号には、「自由に」という文言が入っていないが、前文及び第9条第3号には、「自由に」という文言が入っている箇所がある。整合性を考えれば、「自由に」という文言を削除するべきではないか。(大人1件)	第9条第3号の規定は、日本国憲法でも規定されている「表現の自由」を表すものであり、「自由に」という語句を用いています。前文も含め、この条例の表現については、全体の文脈やバランスを総合的に判断して規定しています。
123	保護者や施設関係者が、「権利の保障に努めなければなりません」という規定があるが、一般に、各個人の権利は、社会など制度との関係で保障されるべきものであり、親や教師が子どもの権利を保障する主体となるべきではないので、表現を検討するべき。(大人1件)	この条例で定める子どもの権利は、子どもの権利条約や日本国憲法で保障されている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利を、札幌の実情に基づき具体的に定めたものです。この権利が、真の意味で保障されるためには、保護者や施設関係者をはじめとする大人が、子どもの権利を正しく理解し、その行使を支援しなければ、実効性があるものとはなりません。したがって、この条例では、第4章において、家庭、学校・施設、地域におけるそれぞれの役割を定めています。

【子どもの権利と義務(責任)に関する意見】		
124	権利を主張する余り、義務を果たさない子どもが確実に増える。子どもには権利だけではなく、義務・責任もあることを、はっきりと明示するべきではないか。(大人3件)	子どもの権利は、何かの義務を果たすことの見返りに与えられるものではなく、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。そして、その権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に、他の人の権利も尊重しなければならぬという制約が伴いますが、このことについては、第7条第2項において規定しています。
125	子どもの権利には義務が伴うものである。この修正では、まだ権利に偏っている。(大人1件)	
126	子供に権利は要らない。教えるべきは社会に対する義務であり、日本の子供に権利などという概念は教えるべきでない。(大人1件)	
127	権利と義務・責任は、学校現場においてしっかりと指導する必要がある。(大人1件)	
【検討プロセスに関する意見】		
128	条例の必要性を市民に問うべきではないか。(大人1件)	札幌市では、子どもが伸び伸びと成長発達するために、子どもの権利条例の制定は欠かせないと考えています。当初の条例案の提案に際しては、子どもの権利についての市民の理解が十分ではない中で条例化することによって、家庭や学校等において混乱が生じる恐れがある等の理由により成立には至らなかったことを受け、条例を制定する目的等について積極的に周知に努めてきました。また、このたびの素案についても、広く市民に意見を求めています。
129	今回のパブリックコメントについて、子ども用資料には救済制度に対する意見募集しか行っていないが、当初の条例案に対する修正の方向性についても、子どもから意見を聞くべきではないか。(大人3件)	素案で示した修正の方向性については、いずれも当初の条例案の趣旨を変えるものではなく、より分かりやすく、条例の趣旨を理解していただけるようにとの視点から示したものです。子どもに対しては、当初の条例案に新たに加わる救済機関の設置に的を絞って意見を聞くことにより、意見募集の趣旨が、より明確に伝わることとなると考えたものです。
130	今回のパブリックコメントについて、資料が学校現場に行き渡っていないのではないかと感じる。子どもの意見を求め、尊重する姿勢が弱いと感じる。(大人1件)	意見募集に当たっては、市内の4年生以上の全小中学生を対象として、子ども用資料を配布したほか、高校や関係施設等にも配布しています。
131	昨年実施した「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」の項目は、救済に関する項目のみであり、「お互いの権利を尊重し合う」ことが大事であると子どもに思わせる内容ではなかったのではないかと。(大人1件)	「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」については、子どもが日々どのような思いで過ごしているのか、また、どのようなことについて悩んでいるのかなど、子どもの実態を調べるために行ったものです。
132	道など市立以外の行政機関と事前調整を図っているのか明らかにしていただきたい。(大人1件)	北海道など各関係機関に対しても、これまでの取組の中で、随時、情報提供を行ってきたほか、このたびの素案についても、関係機関に送付しています。今後も具体的な運用に当たって、関係機関と協議を進めていきます。



【条例の広報に関する意見】		
133	この条例の理念を、学校の間、地域の間で広く普及させ、市民へもっと浸透させる必要がある。(大人3件)	子どもの権利の保障が進められるためには、条例の趣旨を子どもにも大人にも、広く普及することが大切であることから、この条例の第2章に「広報及び普及」について規定しています。条例の制定後は、パンフレットや解説書の作成、出前講座の実施、子どもの権利に関する学習等、様々な方法により、広報・普及に努めていきたいと考えています。
134	子どもへの広報だけでなく、大人への説明をしっかりと実施するべき。(大人1件)	
135	条例の広報が大事であり、副読本などの解説書を、年代別に作成するべき。(大人1件)	
136	保護者が、子どもの権利を誤解し、子どもの言いなりになったりしないよう、積極的な広報・啓発が重要である。(大人1件)	
137	条例化は好ましいが、子どもも親も間違った解釈を持たないように注意するべき。(大人2件)	
【その他条例案に関する意見】		
138	条例の制定により、利益誘導等を目的に、大人が子どもの権利を悪用する恐れがある。素案では、このことについての予防措置を明示しておらず、学校現場の混乱を助長させる要因となる危険性がある。(大人1件)	子どもの権利の濫用を防ぐためにも、子どもの権利について正しく学び、理解することが重要であるとされており、第6条において、このために必要な支援に努めることを定めています。
139	条例の制定後、条例の趣旨を生かした学校教育、家庭教育が必要であり、教育委員会や各学校の取組が重要である。(大人1件)	子どもが毎日の時間の多くを過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設で、子どもの権利に関する学習など、条例の趣旨を生かした様々な取組が行われることは、とても大切なことです。札幌市としても、行政内部はもちろん、育ち学ぶ施設の設置管理者等とも連携し、子どもの権利の広報・普及、権利に関する学習等の支援に努めていきたいと考えています。
140	学校現場で、子どもの権利が生かされていく取組を進めることが大事である。教職員向けの研修会や実践交流など、子ども未来局と教育委員会との共同を強めていただきたい。(大人1件)	
141	時代の変化や子どもの気質の変化を見極めながら、条文の修正ができるようにすることが必要である。(大人3件)	ご指摘のとおり、条文の内容については、国の法律や社会情勢の変化等、必要に応じて見直しを行うこともありうると考えています。
142	将来、「子どもの権利法」のような法律ができたとき、この条例と齟齬が生じたときは、どうなるのか。(大人1件)	
143	修正の方向性は分かるが、興味を持つことができない。札幌らしい内容を、もう少し考えてみてはいかがか。(大人1件)	この条例は、子どもの権利条約に定められている子どもの権利、日本国憲法に定められている基本的な権利等について、その保障を進めるための基本的な枠組みを、札幌の実情に基づいて明らかにしたものです。例えば、第3章に定める「子どもにとって大切な権利」は、子ども委員会からの提案を踏まえるなど、札幌らしさを念頭に置いた規定としています。

144	条例全般に渡って、民間施設の位置付けが弱いのではないか。(大人1件)	第4章第2節において規定している施設関係者の役割については、民間施設についても対象となるほか、第4章第3節においても、地域における市民及び事業者の役割を規定しています。また、このたび盛り込んだ救済機関が及ぼす効力についても、民間施設等、市の機関以外のものも対象となります。
145	<p>その他意見・感想等(大人5件、子ども7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親が子の、子が親の命を奪う陰惨な事件が毎日のように報道される。家族や親子の絆の意味を問い直し、それを回復・強化するための施策を早急に練り上げてほしい。</li> <li>・人間の力をつけることが大切である。人間の質的向上は、助け合いの中から生まれる。家庭の中で一緒に暮らし、温かい目が増えていくことで、いじめを克服できる環境づくりをすることが、大人の役割である。</li> <li>・子どもの権利は、誰にでもあるものだから、お互いの権利を尊重して欲しい。(子ども)</li> <li>・子どもの権利を守るためには、大人の意識を変えるべき。理不尽な親に育てられた子どもは、同じような人間になると思う。その連鎖を断ち切らなければ、子どもの権利は、一生守られないと思う。(子ども)など</li> </ul>	

イ) 当初の条例案の個別項目に関する意見 34件 (大人32件、子ども2件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【前文に関する意見】		
146	当初の条例案の前文の中に、権利と同時に子どもにも責任があることと、大人の子どもに対する「しつけ」が大事であることも入れるべきではないか。(大人1件)	<p>この条例は、子どもの権利の保障をより一層進めていくことを目的としています。その行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重しなければならないという制約が伴うものであり、前文にもこの趣旨を盛り込んでいます。</p> <p>また、社会生活を営むうえで、適切な「しつけ」を行うことはとても大切であり、保護者の役割としては、第12条に含まれていると考えています。</p>
【第2章「子どもの権利の普及」に関する意見】		
147	当初の条例案の第5条に、「子どもの権利の日を制定し、ふさわしい事業を行う。」とあるが、その内容が重要であり、十分に検討を要する。(大人1件)	子どもの権利を多くの市民の方に認識していただき、その関心を高めるために、「子どもの権利の日」を設定し、様々な事業等を展開することが、有効な手段の一つであると考えています。具体的な事業を行う際には、意義のあるものとなるよう工夫していきます。
【第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見】		
148	未熟な欲望を肥大化させることになるため、子供に権利を行使させるべきではないが、子供の生きる権利、守られる権利、育つ権利は、親や大人が守るべきものと規定するべき。(大人1件)	子どもの権利は、この条例によって新たに権利を認めるというものではなく、子どもの権利条約や日本国憲法で保障されている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。そして、条約では、子どもを、権利を行使する主体として位置づけています。この子どもの権利が、真の意味で保障されるためには、保護者や施設関係者をはじめとする大人の役割が大切であり、第4章において、家庭・学校・施設、地域におけるそれぞれの役割を定めています。

149	子どもの自尊感情を高めるために、「自分らしく生きる権利」に、「ありのままの自分を大切にすること」という権利を入れるべき。(大人1件)	自分らしく生きる権利とは、子ども一人ひとりが、個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくという趣旨を分かりやすく表現したものです。また、「ありのままの自分を大切にすること」という趣旨については、例えば、第9条第1号「かけがえのない自分を大切にすること」や、同条第2号「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」に含まれていると考えています。
150	当初の条例案の第10条第1号で定めている「学び、遊び、休息すること。」について、「学ぶこと。」「遊ぶこと。」「休息すること。」と個別に分けるべき。(大人1件)	「学ぶこと」、「遊ぶこと」、「休息すること」は、そのどれもが、子どもが豊かに育つために欠かすことができない基本的なものです。並列に表現することで、これらの権利の重要性を明らかにする必要があると考え、「学び、遊び、休息すること。」と規定しています。
151	当初の条例案の第10条第4号で定めている「夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。」について、子どもに押し付けたり、強制したりすることのないように適切に運用・解釈することを求める。(大人1件)	人は成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学ぶことから、第10条第4号に規定しているものであり、条例の制定後、解説書などを作成し、分かりやすくこの趣旨を伝えていきたいと考えています。
152	意見表明権は、子どもの権利の中核をなすものであるが、閉鎖的な環境等で無理解な大人から弾圧されやすいものであり、「意見を表明することで不利益な扱いを受けない。」という趣旨を前文などに記載するべきである。(大人4件)	意見表明権は、子どもにとって大切な権利の一つです。意見を表明することによって不当な不利益を受けることはあってはならないことですが、この趣旨は、「権利を保障する」ということそのものに含まれていると考えています。条例の制定後、解説書などを作成する際には、この趣旨についても伝えていきたいと考えています。
153	意見表明権は、一部の教師が生徒を扇動する根拠となるため、規定すべきではない。(大人1件)	
154	意見表明は、条約第12条では「view」という単語が用いられている。したがって、意見の表明が困難な乳幼児にも、この権利が該当することを多くの大人が理解できるようにするべき。(大人1件)	意見表明権は、乳幼児も持っているものであり、条例ではこの趣旨を、例えば、前文においては、「大人は、…言葉や表情、しぐさから気持ちを十分受け止め」と表現しています。
155	その他意見(子ども1件) 子どもは大人に対して批判ができないので、意見を表明する権利が必要である。これがなかったら、体罰などの暴力的なしつけが増えていき、生活に不満を示すと思う。	
【第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見】		
156	「家庭における虐待及び体罰の禁止」に関して、当初の条例案の第13条第2項で定める市の規定には、「虐待」とともに、「体罰」からの救済も明記するべき。(大人5件)	家庭の中で起こる体罰について、現実的に市が個別に対応を行うことは困難であるため、この規定には含めていません。ただし、虐待のおそれがあると判断された場合には、市として迅速な救済が必要です。 また、育ち学ぶ施設の関係者は、法令により体罰、虐待が禁止されています。ここでいう体罰とは、施設関係者が与える身体的苦痛等を指し、虐待とは、児童虐待防止法第2条で定められている身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを指します。
157	第13条第2項で定める「虐待及び体罰の禁止等」について、市の規定には、「体罰」という文言を入れるか、「虐待等」、「それに類する」という文言を入れるべき。(大人2件)	
158	育ち学ぶ施設における「虐待及び体罰の禁止等」に関して、当初の条例案の第17条第2項では施設関係者の役割として、「虐待及び体罰からの救済」を記載していることから、第17条第3項を新たに設け、「市の役割」として、「虐待及び体罰」からの救済を明記するべきである。(大人3件)	

159	育ち学ぶ施設における体罰には、「施設関係者」という記述しかないが、「教師による体罰」というものをしっかりと定め、厳しく取り締まることを明文化すべき。(大人1件)	この条例でいう施設関係者には、育ち学ぶ施設の関係者として、学校の教員も含まれます。また、教員は、学校教育法により体罰が禁止されています。
160	当初の条例案の第28条第3項第2号に、「子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。」とあるが、これでは強制しているような印象があるので、「関心を持つこと。」のような柔らかい表現が良いのではないか。(大人1件)	いわゆる社会的に少数と言われる立場の子どもたちに対する差別の実態は、多様かつ深刻な場合が少なくありません。第28条第3項では、市が差別などをなくすための取組を行うよう努めるという同条第2項の規定を受け、配慮すべき事項について、例示を挙げているものです。
161	当初の条例案の第30条「育ち学ぶ施設の職員への支援」に、「職員が心に余裕を持って」という条文があるが、現場の実態が反映された条文とは考えられない。(大人1件)	子どもが毎日の多くの時間を過ごす育ち学ぶ施設において、施設の職員と豊かな人間関係を構築することは、とても大切なことです。心に余裕を持って子どもと接することができるようにとの視点から、施設の職員に対して支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的としたものです。
162	当初の条例案の第30条「育ち学ぶ施設の職員への支援」について、子どもを大切にすることは、子どもの育ちに関わる大人たちを大切にすることから出発するべきであり、「職員が子どもの権利について正しく学び、子どもの権利の理念を実践することができるよう…」という条文を設けることを検討すべき。(大人1件)	ひと言で育ち学ぶ施設といっても、事業の種類、運営主体、規模など多種多様であることから、こうした育ち学ぶ施設全般において、幅広く子どもの権利についての理解が深められるよう、子どもの権利の保障を進める上で、最も基本的で大切な事項である研修について、努力義務を規定したものです。
163	その他意見・感想等(大人1件、子ども1件) ・保護者が子どもを養育する義務があることは当然であるが、思うようにならないことも多くある。子どもへの対応を迷っている保護者への指導・助言も必要である。 ・親にたたかれたりすることはあるけど、それは、自分がよけいな口ごたえをした場合もあるので、全てを親のせいにするのではなく、理由を聞くことが良いと思う。	
【第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見】		
164	権利委員会に子どもを含めるという視点も大切であるが、子どもだけで構成される権利委員会附属の「子ども委員会」の設置を検討すべき。(大人4件)	子どもの権利の保障を検証する方法としては、様々な手法が考えられますが、ここでは、子どもの権利に関する施策についての検証を行うという特殊性と子どもの視点を取り入れるという観点を踏まえ、15歳以上の子どもを含む市民の中から、市長が委員を委嘱することとしています。
165	条例の制定後、どのように実施されるかの検証が必要である。その検証の場には、条例の恩恵を受ける子どもたちを参加させるべきである。(大人1件)	

4. 相談体制に関する意見 376件 (子ども376件)

	意見の概要	札幌市の考え方
166	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員は、どのような人が良いか。</li> <li>・相談の方法は、どのような方法が良いか。</li> <li>・相談窓口は、いつ開いていると良いか。</li> <li>・相談室の場所や雰囲気は、どのようなところが良いか。</li> </ul>	<p>子どもの皆さんから、相談体制に関するたくさんのご意見をお寄せいただきましたので、その傾向をご紹介します。</p> <p>札幌市では、これらのご意見を踏まえ、子どもにとって利用しやすく、親しみやすい制度となるよう、具体的な検討を進めていきます。</p> <p>なお、いただいたご意見に対する札幌市の考え方について、詳しくは、「子ども向け資料」をご覧ください。</p>

ア) 意見の傾向

区分	件数
相談員は、どのような人が良いか。	138
a) 性別に関する意見	(29)
b) 年齢に関する意見	(12)
c) 相談員の雰囲気に関する意見	(82)
d) その他相談員に関する意見	(15)
相談の方法は、どのような方法が良いか。	59
a) 方法(電話・メール等)に関する意見	(59)
相談窓口は、いつ開いていると良いか。	83
a) 曜日・時間帯に関する意見	(83)
相談室の場所や雰囲気は、どのようなところが良いか。	96
a) 場所(近さ・遠さ)に関する意見	(23)
b) 雰囲気に関する意見	(73)
合 計	376

イ) 主な意見(複数回答)

意見の概要
相談員は、どのような人が良いか。
a) 性別に関する意見
・自分と同じ性の人が良い。(18件)
・女性が良い。(10件)
b) 年齢に関する意見
・自分と近い年齢の人が良い。(11件)
c) 相談員の雰囲気に関する意見
・優しい人が良い。(32件)
・気軽に話せる人が良い。(14件)
・真剣に話を聞いてくれる人が良い。(10件)
d) その他相談員に関する意見
・いじめ等の経験がある人が良い。(7件)
相談の方法は、どのような方法が良いか。
a) 方法(電話・メール等)に関する意見
・電話(34件)
・メール(27件)
・手紙(15件)
・面談(9件)
相談窓口は、いつ開いていると良いか。
a) 曜日・時間帯に関する意見
・24時間が良い。(39件)
・平日の放課後から夜間にかけてが良い。(35件)
・休日が良い。(10件)
相談室の場所や雰囲気は、どのようなところが良いか。
a) 場所(近さ・遠さ)に関する意見
・自分の家や学校から近くが良い。(13件)
b) 雰囲気に関する意見
・落ち着けると良い。(34件)
・明るい雰囲気が良い。(23件)
・個室などになっていると良い。(10件)

# 札幌市子どもの権利に関する条例案

条例案は、平成 20 年 5 月 22 日に招集される札幌市議会第 2 回定例会において、審議されます。

## 前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過

ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

### (定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

### (責務)

第 3 条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

## 第 2 章 子どもの権利の普及

### (広報及び普及)

第 4 条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

### (子どもの権利の日)

第 5 条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11 月 20 日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

### (学習等への支援)

第 6 条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

### 第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
  - (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
  - (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
  - (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
  - (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
  - (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。
- (自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
  - (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
  - (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
  - (4) プライバシーが守られること。
- (豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触

れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

## 第4章 生活の場における権利の保障

### 第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

### 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

### 第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことが

できるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

### 第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

### 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに



配慮しなければなりません。

- (1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- (2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。
- (3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- (4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとられないこと及び性的少数者について理解すること。

#### 第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

- 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

#### 第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

- 2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必

要な助言及び支援を行うこと。

- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。

- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

- 4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

- 5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

- 2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

- 3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。

- 4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができません。

- 5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

- 6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

- (2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前

号に定める子どもを除きます。)に係るもの(相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りませす。)

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(6) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(勧告等の実施)

第39条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

(是正等の要請)

第40条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第41条 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第42条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調

査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第34条第1項から第3項まで及び第35条第6項の規定は、調査員等について準用します。

（規則への委任）

第44条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

#### 第6章 施策の推進

（施策の推進）

第45条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

（推進計画）

第46条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

#### 第7章 子どもの権利の保障の検証

（権利委員会の設置等）

第47条 市は、子どもの権利に関する施策の充実に図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

（答申等及び市の措置）

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したとき

は、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

#### 第8章 雑則

（委任）

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行します。ただし、第33条から第44条まで、第7章並びに附則第2項及び第4項から第6項までの規定は、市長が別に定める日から施行します。

（経過措置）

2 第36条から第41条までの規定は、これらの規定の施行の日（以下「施行日」といいます。）の3年前の日から施行日の前日までの間にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについては、適用しません。

（準備行為）

3 第35条第3項の規定による救済委員の委嘱のために必要な行為は、同項の規定の施行前においても行うことができます。

（札幌市オンブズマン条例の一部改正）

4 札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）の一部を次のように改正します。

第3条第5号中「オンブズマン」の次に「又は札幌市子どもの権利救済委員」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加えます。

(5) 札幌市子どもの権利救済委員に救済を申し立てた事項

（札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正します。

（省略）

（札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

6 札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正します。

（省略）

(仮称)札幌市子どもの権利条例素案に対する  
ご意見の概要と札幌市の考え方

(お問い合わせ先)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課  
住所: 〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目  
大通バスセンタービル1号館3階

電話: 011-211-2942 FAX: 011-211-2943

E-Mail: [kodomo.kenri@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kenri@city.sapporo.jp)

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>